



事業者のみなさまへ

火災予防体制を確認しましょう

消防法令では、建物の用途・構造・規模・収容人員などにより、防火管理制度の適用や消防用設備等の設置基準を定め、建物の火災予防について規制しています。

また、「自らの生命、身体、財産は自らが守る。」ということが防火管理の原則とされていますので、ご自身の事業所の火災予防体制について確認くださるようお願いいたします。

防火管理制度

防火管理とは、火災の発生を防止するとともに、万一火災が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめるため、日常の火気管理の徹底、消防用設備の維持管理、火災に備えた消火訓練や避難訓練の実施など、万全の対策を立てて実行することです。

消防法令では、多数の人が出入りし、勤務し、又は居住する建物の管理権原者（所有者や事業所の代表者など）は、資格を有する者のうちから防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせることとしています。

防火管理者の選任が必要な建物は、その用途に応じて、収容人員（勤務する人、出入りする人などの数）で決められています。必要な資格は建物の用途・大きさにより異なります。

	建物の用途	収容人員	建物の面積	資格
①	特別養護老人ホーム 認知症高齢者グループホームなど	10人以上	すべて	甲種防火管理者
②	劇場・飲食店・物販店・旅館・病院など 不特定多数の人が利用する用途のもの	30人以上	300㎡未満	乙種防火管理者
			300㎡以上	甲種防火管理者
③	学校・工場・倉庫・事務所など①又は② 以外の用途のもの	50人以上	500㎡未満	乙種防火管理者
			500㎡以上	甲種防火管理者

○管理権原者

管理権原者とは、建物又はその使用している部分等における防火の管理に関する事項について、法律、契約又は慣習上当然行うべき者をいい、防火管理の最終責任者になります。

- ・防火管理者を選任又は解任し、消防長に届け出ます。
- ・防火管理者に「消防計画」を作成させ、防火管理業務が適正に行われるように指揮、監督します。

○防火管理者

防火管理者は、防火管理の責任者として、次の業務を行います。

- ・消防計画の作成及び届出
- ・消防訓練の実施及び届出
- ・消防用設備等の点検及び整備
- ・火気使用又は取扱いに関する監督
- ・避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理
- ・収容人員の管理
- ・その他防火管理上必要な業務

防災物品の使用

劇場、飲食店、物販店、旅館、病院、福祉施設等でカーテン、じゅうたん等を使用する場合は、一定の燃えにくい性能を有している「防災物品」としなくてはならないこととされています。

このため、対象となる建物でカーテン、じゅうたん等を使用する場合は、「防災表示」がされている物を使用するようにしてください。

【参考】防災表示



消防用設備等の点検・報告

建物に設置されている消火器、スプリンクラー、自動火災報知設備などの消防用設備は、平常時に使用することはありませんが、いざという時には、確実に機能を発揮できなければなりません。

このため、建物の関係者は、設置されている消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防機関に報告することとされています。

防火対象物の点検・報告

不特定多数の人が出入りするものとされる、劇場、飲食店、物販店、旅館、病院などで、収容人員が300人以上の建物又は雑居ビル等のうち一定の要件に該当する建物の管理権原者は、点検資格を有する者に防火管理業務、消防用設備等の設置及び維持その他火災の予防上必要な事項について、基準に適合しているかどうかを点検させて、その結果を消防機関に報告することとされています。

消防署への届出

管理権原者、防火管理者などは、防火管理の業務を誠実に行うことが重要です。

また、防火管理業務の実施状況などに関して、適時、火災予防上必要な指導を受けることができるように、法令で定められた消防署等への届け出を確実に行うようにしてください。

○主な届出等

届出等の内容	届出等の時期	届出先
防火管理者選任（解任）届出	防火管理者を選任又は解任したとき	消防本部予防課
消防計画作成（変更）届出	消防計画を作成又は変更したとき	消防本部予防課
消防訓練実施届出	消防訓練を実施する7日前まで	管轄の消防署
消防用設備等点検結果報告	1年又は3年に1回 ※建物用途により異なります。	消防本部予防課
防火対象物定期点検報告	1年に1回	消防本部予防課

※ 届出書等は消防本部予防課・消防署等に用意してあります。

山武都市広域行政組合消防本部のホームページからもダウンロードできます。

☞ http://www.sanbukouiki-chiba.jp/FDSANBU/5_sinsei.html

※ 上記は、あくまでも防火管理等に関して法令で定められた届出の一部です。

このほかにも建物の用途を変更した場合、ボイラーや乾燥設備などを設置した場合、変電設備や発電設備などを設置した場合、灯油、軽油等のタンクを設置した場合など、火災予防上の届出が必要となることがありますので、消防署までお問い合わせください。

届出先等の一覧

消防本部予防課・各消防署の管轄区域、所在地、電話番号は次のとおりです。

	管轄区域	所在地	電話番号
消防本部予防課	全域	東金市家徳384-2	0475-52-8754
中央消防署	東金市	東金市家徳384-2	0475-50-2500
九十九里分署	九十九里町	九十九里町片貝260	0475-76-4550
東消防署	山武市（旧成東町・旧松尾町・旧蓮沼村）	山武市上横地6710	0475-82-3119
山武分署	山武市（旧山武町）	山武市埴谷1874-1	0475-89-0020
芝山分署	芝山町	芝山町宝馬233	0479-77-1412
南消防署	大網白里市	大網白里市富田860-1	0475-72-3208
白里出張所	大網白里市（白里地区）	大網白里市南今泉4616-1	0475-77-2030

建物の変更をする場合

消防法では、建物の用途・構造・規模や、避難又は消火活動に使用できる窓等の開口部の状況などにより消防用設備等の設置基準が定められています。

このため、建物を現在と異なった用途に変更して使用する場合や、増築による面積の増加や構造の変更、間仕切り変更などにより、新たな届出や消防用設備等の改修が必要となることがあります。

特に、次のように建物の変更、改修などをする場合は、新たに消防用設備等の設置義務が生じて、重大な消防法令違反となることがありますので、事前に消防署までご相談ください。

○飲食店、物品販売店舗、旅館、福祉施設などに用途変更したり、新規に入居する場合

○増築、改築や隣接する建物と接続をする場合

○窓や扉、シャッターなどの、建物の開口部を閉鎖したり、変更しようとする場合

山武都市広域行政組合消防本部



お問い合わせは消防本部予防課まで
千葉県東金市家徳384番地2
電話 0475-52-8754
FAX 0475-55-0131

